

## 防災行政無線のデジタル化に伴う音声告知端末の整備について

### 1. 防災行政無線のデジタル化

現在、毎日朝晩、各戸に設置してある防災行政無線を利用して、支所等からのお知らせを放送しています。この各戸の防災行政無線は、無線のデジタル化に伴い、平成32年2月以降は使えなくなります。その後は、屋外スピーカーで火災や土砂災害等の防災情報のみを放送することとなり、支所等からのお知らせをお伝えすることができなくなります。



### 2. ぴよんぴよんネットを使った支所等からのお知らせ

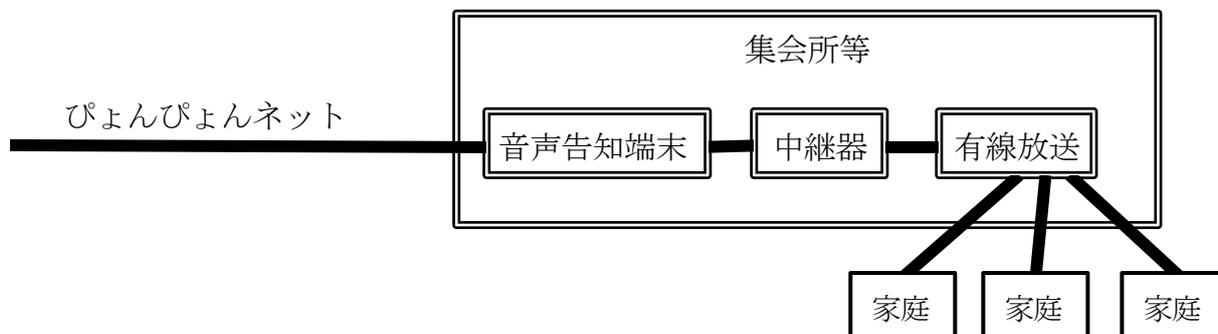
このため、ぴよんぴよんネットに音声告知端末を接続し、支所等からのお知らせを放送することとします。これには、次の2つの方式があります。



#### (1) 各戸に音声告知端末を設置する場合

- 音声告知端末機器及び工事費負担額 10,000 円/戸
- 毎月の利用料 108 円/戸
- \* ぴよんぴよんネットに未加入の場合、新規に加入する必要があります。(60,000 円程度/工事費込)

#### (2) 集会所等に音声告知端末を設置し、集落の有線放送を使って放送する場合



(参考例) 工事費等 \*条件により金額は変わります

- 音声告知端末機器+中継器+工事費=160,000 円 (1/2 補助) 80,000 円
- ぴよんぴよんネット加入費用 (工事費込) 60,000 円
- 有線放送アンプ (集会所等に無い場合) 60,000 円
- 毎月の利用料 (ケーブルテレビ+音声告知端末) 648 円

#### (3) 注意点

- (2) については、同時に有線放送設備の大規模改修 (アンプの購入等の小規模修繕は不可) をすることもできます (1/2 補助)。
- これらの制度は、平成34年度までで、1回きりです。申請は集落単位としますが、(1) については、追加での申請も可能です。